

議会議案第19号

災害ボランティア割引制度の早期の実現を求めることに関する意見書の提出について

災害ボランティア割引制度の早期の実現を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年2月12日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	長 嶋 竜 弘
同	同	上	上 畠 寛 弘
同	同	上	渡 邊 昌一郎
同	同	上	中 澤 克 之
同	同	上	岡 田 和 則
同	同	上	松 中 健 治

災害ボランティア割引制度の早期の実現を求めることに関する意見書

現在、日本列島は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えている。その救援から復興に至る過程では、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦れきの処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズなども高まってきており、これらに対応するには官の力だけではなく、多くのボランティアの参画が欠かせない。実際に阪神・淡路大震災や東日本大震災という我が国にとって未曾有の大災害では、多くのボランティアの参画によって復興に貢献している。

しかしながら、東日本大震災では、1日当たり推定1万～2万人のボランティアが必要であったが、実際にはその数は集まらなかった実態もある。平成25年の内閣府の全国調査では、今後の大災害で支援活動への参加を希望する人は約6割もいた。一方、東日本大震災で支援活動を行わなかった理由は「資金的な余裕がない」が4割で最も多かった。行きたい気持ちはあっても移動し滞在するための経費がなくボランティアに行けない人が圧倒的に多いということは調査結果を見ても明白である。

過去の実績に鑑みれば、首都直下地震や南海トラフ巨大地震が起きると、1日10万人以上、延べ1,000万人以上のボランティアが必要になると試算もあると報じられている（神戸新聞）。それだけ多くのボランティアを集めようとするならば、近隣からの支援だけでは足りず、遠方からの支援や長期にわたる支援に頼らなければならないが、今の我が国にはこうした大規模災害の被災地に、必要なだけのボランティアを集める環境が整っていない。

まずは、ボランティアの「被災地への移動手段」と「滞在場所」に係る経費の援助を社会的に図るべきである。これまで、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例がある。日本政府は、こうした動きをさらに広め多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきである。

よって、日本政府におかれては、地震や津波、豪雨などの大規模災害

発生時に、ボランティアが支援活動に取り組みやすくなる制度として災害ボランティア割引制度を制定することなど必要な環境を速やかに実現することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月2日

鎌 倉 市 議 会